

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率」を「容積率等」に改める。

別表第1(26)の項中「第55条4項第2号」を「第55条第4項第2号」に改め、同表(65)の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市長は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項</u>の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可に係る事務について、1件につき別表第1(35)の部に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の金額に相当する額の手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市長は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項</u>の規定に基づく建築物の容積率等に関する特例の許可に係る事務について、1件につき別表第1(35)の部に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の金額に相当する額の手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記】
(現行)

名称	事務の区分	金額
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	建基法第55条第2項又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する建基法第55条4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(65) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基法施行令」という。)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	建基法第55条第2項又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する建基法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(65) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基法施行令」という。)第137条の12第11項又は第12項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円

議案第〇〇号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1. 改正理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため。

2. 改正内容

- (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)(条例 第2条第6項 関係)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律について、耐震性不足等で建替え等をする場合における高さ制限の特例の追加などに伴い、根拠規定を改正する。

- (2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第310号)(条例 別表第1 (65) 関係)

建築基準法施行令について、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の緩和措置に屋根等の防耐火性能に関する規定を追加することによる項ずれに伴い、根拠規定を改正する。

- (3) その他 所要の改正(条例 別表第1 (26) 関係)

3. 施行日

公布の日から施行する。ただし、(1)は令和8年4月1日から施行する。